



Rokin Information

マイプラン

(2020年9月1日現在)

1. 商品名	ろうきんマイプラン
2. お申込み いただける方	<p>中央労働金庫に出資のある団体会員の構成員、またはご自宅もしくはお勤め先(事業所)が当金庫の事業エリア内(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県)にある給与所得者の方で、次の条件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お申し込み時の年齢が満18歳以上かつご契約時の年齢が満65歳未満である方 ・同一勤務先に1年以上勤務されている方(自営業者等の給与所得以外の方は原則として3年以上) ・安定継続した年収(前年税込み年収)が150万円以上ある方 ・当金庫所定の保証協会の保証を受けられる方 <p>※未成年の方は、法定代理人(親権者)の同意が必要となります。 ※契約社員・パート社員の方、自営業者等の方も一定の条件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。 ※当金庫は労働組合がない会社にお勤めの方でもご利用いただけますので、お気軽に最寄りの営業店にお問い合わせください(お取引は、ご自宅またはご勤務先に近い営業店となります)。</p>
3. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしのための資金として自由にご利用いただけます。 <p>※事業性資金、投機目的資金、負債整理資金、賃貸の用に供する不動産の取得・リフォームに係る資金(借換資金を含みます)にはご利用いただけません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他行・他社資金の借換えにご利用いただけます。 <p><他行・他社資金の借換への留意点> ※中央労働金庫に出資のある団体会員の構成員の方に限ります。 ※2021年3月31日ご融資実行分までとなります。</p>
4. ご利用媒体	<p>【インターネット/モバイルバンキング】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット/モバイルバンキングの機能を使って、スマートフォン・携帯電話・パソコンにて資金移動(ろうきん普通預金口座へ入金等)を行うことができます。 ・ご利用いただける時間帯は、インターネットバンキングのご利用時間帯に限りです。 <div data-bbox="478 1366 1085 1489" style="text-align: center;">  </div> <p>【ローンカード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードとローンカードが1枚にセットされています。 ・提携金融機関やコンビニなどのATM・CDを利用して「カードローンマイプラン」のお引出しをされた場合、ATM・CD利用手数料相当分を即時<ろうきん>がお客様のご利用口座へご入金します。 <p>※キャッシュバックの回数は無制限となります。</p> <div data-bbox="1332 1556 1492 1713" style="float: right;">  </div> <p>【インターネット/モバイルバンキング】ご利用時の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ※スマートフォン・携帯電話・パソコンでご利用の場合は、インターネット/モバイルバンキングのご契約が必要となります。 ※インターネット/モバイルバンキングご利用時の通信に関わる費用はお客様のご負担となります。 ※インターネット/モバイルバンキングは一部ご利用いただけない機種・日・口座があります。

<p>5. ご融資金額 (極度額)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高 500 万円 (10 万円単位) ただし、以下の範囲内とします。 (1) 団体会員・生協会員以外の方の極度額は最高 100 万円となります。 (2) 極度額 300 万円超をご利用いただける方は以下のとおりとなります。 団体会員：「勤続年数 5 年以上」または「年収 500 万円以上」 生協会員：「勤続年数 5 年以上」かつ「年収の 50%以内の極度額まで」 <p>※お客様の雇用形態や審査の内容によっては、ご融資の限度額が異なる場合がございますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(1) 団体会員とは、中央労働金庫に出資いただいている、以下の団体をいいます。 ①労働組合 ②国家公務員・地方公務員等の団体 ③勤労者のための福利共済活動を目的とする団体で一定の条件を満たすもの。</p> <p>(2) 生協会員とは、中央労働金庫に出資していただいている生協のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方。</p> <p>※なお、対象とならない場合もございますので、詳しくは営業店までお問い合わせください。</p> </div>
<p>6. ご契約期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カードローン契約日の 1 年後の応答日の前日 (契約満了日) までとし、以降、1 年ごとの自動更新とします (更新審査あり)。 <p>※満 70 歳に達した以降、最初に到来する契約満了日の翌日以降は新たなお借入はできません。また、ご融資金については満 76 歳までにご返済いただきます。</p>
<p>7. ご融資金利</p>	<p>【変動金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貸出金の金利は、既往貸出分も含めて年 4 回 (改定日：2 月 1 日、5 月 1 日、8 月 1 日、11 月 1 日) 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して見直しを行う変動金利型となります。また、改定後の金利の適用は以下のとおりとなります。 ① 改定日に貸越残高がある場合は、改定月の定例返済日より適用となります。 (注) 改定月前月の定例返済日以降、改定日前日までの間に初めてご利用した場合 (全額返済後の再利用を含む)、実際に定例返済する日 (次々回の定例返済日) より適用となります。なお、改定日から実際に定例返済する日までの間に全額返済した状態で再利用した場合、再利用した日より適用となります。 ② 改定日に貸越残高がない場合は、改定日直後のご利用日より適用となります。
<p>8. 利息の計算</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸越金の利息は、付利単位を 100 円として、毎月定例返済日 (休日の場合は翌営業日) に当金庫所定の利率によって計算の上、貸越元金に繰入れるものとします。 ・ 利息の計算は平年、うるう年に関係なく、貸越元金×日数×利率÷365 の算式により行うものとします。

9. 金利引下げ

<マイプランパック（個人金利引下げ）>

以下のお取引内容に応じて、金庫所定の金利から最大年 3.20%引下げいたします。

個人引下げ項目	引下げ幅
給与振込指定	1.50%
一般財形・エース預金の契約	0.30%
財形年金・財形住宅・年金受取エース預金の契約	0.60%
年金振込指定	1.50%
有担保ローン・金庫扱い住宅金融支援機構融資の契約	0.60%
インターネットバンキング（IB）の契約	0.60%
公共料金自動支払い（2種目以上）の契約	0.30%
ろうきんUCカードの契約	0.30%
Web通帳（無通帳預金）の契約	0.60%
若年者引下げ（30歳未満）	0.60%
個人最大引下げ幅	年 3.20%

※当金庫のシステムにて判定可能なご契約に限ります。（例：「給与振込指定」はお勤め先の振込形式によっては判定されない場合がございます。「公共料金自動支払い」は代行会社経由やクレジット等でお支払いされる場合、「年金振込指定」は生命保険会社等を経由して受取られる場合は判定されない場合がございます。）

※金利引下げを合計して年 3.20%を超える場合も、上限は年 3.20%となります。

※マイプランパックが適用となる口座については、引下げ項目の見直しを年 2 回行い、見直し基準日現在の各取引状況に応じた引下げ金利を反映します。

なお、見直し基準日は毎年 2 月末・8 月末とし、見直し後の金利の適用開始日は 5 月・11 月（残高の有無による適用日は異なります）となります。

※ご返済が滞った場合は、金利引下げや新規のお借入れが受けられない場合がございます。

10. 返済方式

「定額型」または「残高スライド型」のどちらかをご契約時にご選択いただきます。

※ご所属の会員によっては、ご利用可能な返済方式が指定されている場合がございます。

<返済方式の種類>

定額型	貸越極度額に応じて、次項「11. ご返済方法」記載の返済額表に基づきご返済額が決定されます。 ※次項「11. ご返済方法」記載の返済額表に定められている金額以上であれば、任意のご返済額を設定することができます。
残高スライド型	残高に応じて、次項「11. ご返済方法」記載の返済額表に基づきご返済額が決定されます。

<留意事項>

残高スライド型は、残高の減少とともに返済額も減少するため、家計に対する返済負担が軽減されるメリットがある一方、定額型と同一条件でお借入された場合、返済期間が長くなり総支払額も増加する場合がございます。

11. ご返済方法

- ・貸越極度額または残高に応じた定例返済額を毎月の定例返済日にご返済いただきます。

【残高スライド型】の場合は「残高」 【定額型】の場合は「貸越極度額」	毎月返済	毎月ボーナス加算返済	
	毎月返済額	毎月返済額	加算返済額
30万円以下	5,000円	5,000円	
30万円超 50万円以下	10,000円	10,000円	
50万円超 70万円以下	12,000円	10,000円	20,000円
70万円超 80万円以下	13,000円		
80万円超 100万円以下	15,000円	10,000円	30,000円
100万円超 150万円以下	20,000円	15,000円	30,000円
150万円超 180万円以下	25,000円	20,000円	30,000円
180万円超 200万円以下	30,000円	25,000円	30,000円
200万円超 250万円以下	35,000円	30,000円	30,000円
250万円超 300万円以下	40,000円	30,000円	60,000円
300万円超 350万円以下	50,000円	40,000円	60,000円
350万円超 400万円以下	55,000円	40,000円	90,000円
400万円超 450万円以下	65,000円	50,000円	90,000円
450万円超 500万円以下	70,000円	50,000円	120,000円

※加算月（ボーナス月）のご返済額は毎月返済額と加算返済額の合計金額となります。

※定額型で任意のご返済額を設定している場合には、当該金額となります。

※定例返済のほか、携帯電話・パソコンを使って繰上返済することができます。また、ろうきん・ゆうちょ銀行・セブン銀行のATM等でも繰上返済することができます。

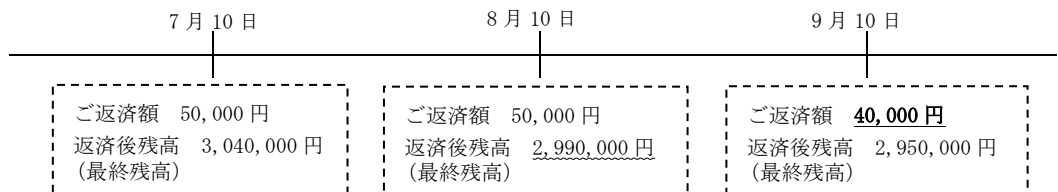
12. 返済額の
決定方法
(残高スライド型)

- ・残高スライド型は、前回定例返済日の最終残高に応じて、ご返済額が決定されます。
なお、初回利用時または貸越利息を含めて全額返済した後の再利用時は、当該利用日の最終残高に応じて、ご返済額が決定されます。

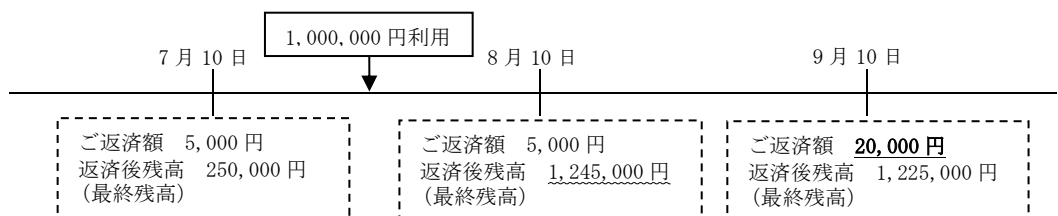
<イメージ図>

例) 定例返済日 10日・毎月返済のみの場合

■ ご返済額が減額となるケース



■ ご返済額が増額となるケース



※上記は、イメージ図であり実際の返済とは異なります。

13. 担保

- ・不要です。

14. 保証	<p>当金庫指定の保証協会をご利用いただきます。 また、保証料はお客様のご負担となり、別途、以下の保証料が上乗せされます。</p> <p>(1) 団体会員の構成員の方：年 0.8%</p> <p>(2) 生協会員の方：年 0.98%</p> <p>※2015年10月以降にご契約いただいた場合に限りです。</p> <p>(3) 上記(1)(2)以外の方：年 1.2%</p>
15. 手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上返済（全額返済を含む）は無料をご利用いただけます。 ・団体会員の構成員以外の方は、ご利用にあたって<u>中央ろうきん友の会に入会すること</u>、または当金庫の個人会員（最低出資金 1,000 円が必要）となる必要がある場合があります。
16. 付加機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ご希望の方は、以下のサービスをご利用いただけます。 <p>【自動融資サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動融資サービスは、公共料金やクレジットカードの自動引き落とし日に、①普通預金の残高が足りない場合、または②総合口座の貸越限度額を超えている場合に、マイプラン（ローン）口座から不足分を自動的にご融資するサービスです。 <p>※口座振替の処理方法によっては、当サービスの対象とならない種類（種目）もあります。</p>
17. 苦情処理措置 （お問合わせ・相談・苦情等の受付窓口）	<p>ご契約内容や商品に関するお問合わせ・相談・苦情等は、お取引店か最寄の本支店または下記のフリーダイヤルにて受付けます。</p> <p>【お問合わせ窓口：お客様相談デスク】 0120-86-6956 受付時間 平日 午前9時～午後6時</p> <p>【苦情相談窓口：お客様サポート】 0120-851-581 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、当金庫の相談・苦情等への対応については、「相談・苦情等に対する取組の概要」を公表しておりますので、窓口にてお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>【中央労働金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】</p>
18. 紛争解決措置 （第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫の「お客様サポート」またはろうきん相談所にお申し出ください。 ・またお客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫「お客様サポート」もしくは、ろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】 0120-177-288 受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>

19. その他	<ul style="list-style-type: none">・その他詳しい内容については営業店にお気軽にご相談ください。 <p>【中央労働金庫ホームページ https://chuo.rokin.com】</p> <ul style="list-style-type: none">・ご融資にあたり当金庫所定の審査を行います。審査結果によっては、ご希望にそえない場合がございますので、ご了承ください。
---------	---

中央労働金庫